

前橋市監査委員公表第14号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年11月19日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

消防局定期監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年10月26日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：総務課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 消防局庁舎非常用発電装置保守点検業務、消防局庁舎空気調和設備保守点検業務の契約書において、契約規則第53条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。 契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>契約事務について、担当者は「役務等業務委託契約事務マニュアル」をはじめ関係例規を再確認のうえ早期に「次年度年間役務等契約事務」の準備に着手し、関係書類の精度向上を図るとともに、事前に契約書記載事項の記載漏れ等がないか管理職や副担当者等、複数人で確認を実施してから決裁を受けることを決定した。</p>
<p>【監査対象所属：予防課】</p> <p>1 補助金等交付事務について（指摘事項） 令和2年度幼年少年女性防火クラブ推進委員会運営補助金において、概算払を行った補助対象事業である防火のつどい開催事業が中止になったことにより、補助金の戻入手続は行われていたが、交付要項に規定する変更等承認申請書の提出を補助事業者から求めておらず、変更承認の決定を行っていなかった。 補助金等交付規則第8条、補助金交付要項にのっとり、適正な事務処理となるよう改善されたい。</p>	<p>補助事業者である幼年少年女性防火クラブ推進委員会に対し、補助金等交付規則及び運営補助金交付要項に定められた事項である補助対象事業等に変更等が生じた場合は、変更等承認申請書を提出する必要があることを指導し、本年度事業から適正に対応していくよう改善することとした。また、補助金等交付規則及び運営補助金交付要項の各規定内容について、再度係内で情報共有を図り、研修を行った。</p>
<p>【監査対象所属：警防課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 救急救命士気管挿管病院実習の契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、委託期間の終了の日、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。 契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>契約事務について、契約書を作成する際は、契約規則をはじめ関係例規を再確認し、事前に契約書記載事項の記載漏れ等がないか管理職及び副担当者等、複数人で確認をし、疑義がある場合は契約監理課に助言を求めるなど、適正な事務処理を行うことを決定した。</p>
<p>【監査対象所属：通信指令課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 多言語通訳サービス業務において、1か月の受付件数20件を超過した場合の超過費については、見積合わせ通知書及び仕様書に記</p>	<p>多言語通訳サービス業務の契約書に係る超過費の記載については、受注者の同意を得て契約書から超過費に係る内容を削除する変更</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>載がなく、予定価格の積算にも含まれていないが、相手方から提出された見積書には超過費の記載があり、仕様書等に記載のない、相手方の付した超過費を支払う条件で契約を締結していた。</p> <p>契約規則、役務等業務に係る契約事務取扱要領及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>契約を締結することで、仕様書等の記載と相違のないよう改善した。</p> <p>なお、多言語通訳サービス業務については、過去の実績から超過費が発生することは想定されないため、来年度から超過費に係る記載はすべて除いた内容で契約を締結し、契約規則及び契約事務取扱要領、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、適正な事務処理を執行することを決定した。</p>